

近江八幡市立総合医療センター  
照明 LED 化事業における

建設工事  
競争参加資格審査  
申請書提出要項

近江八幡市立総合医療センター

# 近江八幡市立総合医療センター建設工事競争参加資格審査申請について

近江八幡市立総合医療センターが発注する「近江八幡市立総合医療センター照明 LED 化事業」の競争入札に参加を希望する方で、近江八幡市建設工事競争参加資格をお持ちでない方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は当該案件についてのみ有効です。

1 審査基準日 公告日

2 受付期間、時間及び場所

- (1) 受付期間 公告のとおり
- (2) 受付時間 公告のとおり
- (3) 受付場所 公告のとおり
- (4) 提出方法 持参のみ

3 提出部数 1 部

4 有効期間 令和 7 年 6 月 18 日に公告した「近江八幡市立総合医療センター照明 LED 化事業」に係る入札に対してのみ有効とする。

5 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者、及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員、及びその支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、または関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

6 入札参加希望業務

入札参加希望業務は、「その他の業務」のみとする。

7 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

- 1. 提出書類を下記番号順（①～⑦）に A4 ファイル（任意で可）に綴じて提出すること。
- 2. A4 ファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。

(2) 提出書類

| 提出書類           | 様式                              |
|----------------|---------------------------------|
| ① 提出書類整理表      | 別様式                             |
| ② 競争参加資格審査申請書  | 指定様式 1                          |
| ③ 納税証明書（写）※1   | 発行官公署の様式<br>(ただし、市税については指定様式 2) |
| ④ 印鑑証明書（写）※1   | 発行官公署の様式                        |
| ⑤ 商業登記簿謄本（写）※1 | 管轄法務局の様式                        |
| ⑥ 財務諸表（写）      | 独自様式                            |
| ⑦ 誓約書          | 指定様式 3                          |

※1 発行後 3箇月以内のものに限ります。

8 提出書類作成上の留意事項

- (1) 文字は黒インキまたは黒ボールペンを使用して、楷書でていねいに書くこと。  
(各枠内に入るゴム印またはタイプは可)

(2) 記載要領等について

① 提出書類整理表

- 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、ファイルにとじこむこと。
- 市内とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等を近江八幡市に有し登録する者、市外とは近江八幡市以外の本店（本社）、支店（支社）、営業所等で登録する者。

② 競争参加資格審査申請書——（指定様式 1）

1. 申請日

申請日は持参日を記入すること。

2. 申請者

住所、商号または名称及び代表者氏名は、本店（本社）について記載すること。

3. 委任先（受任者）

本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。（委任先がない場合は空白）

4. 使用印

使用印については、本店（本社）若しくは委任を受けた事務所の入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領等に使用する印鑑（丸印（使用印）とする、ただし会社名のみの印影は不可）を押印のこと。

5. 担当者氏名及び連絡先記入欄

本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

6. 希望業務・許可資格・業務実績高

「その他の業務」のみとする。

7. 経営規模・従業員数

「資本金」「当期利益」の欄には、直前第1期年度決算により記載すること。

なお、「資本金」については法人の場合は貸借対照表の資本金欄の額を、個人の場合は貸借対照表の資本金欄の額、または所得税青色申告計算書の元入金欄の額を記入すること。「当期利益」については税引前当期利益とする。

「従業員数」には、常勤の役員を含む技術職員及び事務職員の合計数を記載すること。

③ 納税証明書（写）——（発行官公署の様式）

- 下表で該当するものを提出すること。

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| 個　人 | 市内の本店で登録      | I 「国税に未納がないこと」を証するもの<br>II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの<br>III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの |
|     | 市内の支店・営業所等で登録 | I 「国税に未納がないこと」を証するもの<br>II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの<br>III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの |
|     | 上記以外          | I 「国税に未納がないこと」を証するもの<br>II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの                              |
| 法　人 | 市内の本店で登録      | I 「国税に未納がないこと」を証するもの<br>II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの<br>III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの |
|     | 市内の支店・営業所等で登録 | I 「国税に未納がないこと」を証するもの<br>II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの<br>III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの |
|     | 上記以外          | I 「国税に未納がないこと」を証するもの。<br>II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの                             |

2. 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。  
 3. 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」

4. 都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせ下さい。なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道県については、直近の2年度分の「法人県（都道）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

5. 近江八幡市税については指定様式2を持参のうえ、税務課にて証明を受けてください。

#### ④印鑑証明書（写）——（発行官公署の様式）

- 登録印鑑の原寸の写しであること。（拡大、縮小の写し不可）
- 鮮明で、照合等が容易であること。
- 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

#### ⑤商業登記簿謄本（写）——（管轄法務局の様式）

- 法人で登録を受ける場合は添付すること。
- 申請時の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

#### ⑥財務諸表（写）——（指定様式なし）

- 直前第1年度分決算の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書または損失処理計算書等）の写しを提出すること。

#### ⑦誓約書——（指定様式3）

近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、本社（本店）について記載することとし、使用する印鑑は実印とする。

#### 9 申請書提出における注意事項

- 申請受付期間以外では受付しない。
- 申請書、提出書類が著しく不足している場合、または提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

## 10 申請書提出後の変更について

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参または郵送等とする。
- (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

## 11 登録取消等の処置

競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止等の措置を講じることがある。

問い合わせ先（事務局）

〒523-0082

近江八幡市土田町1379番地

近江八幡市立総合医療センター事務部総務課 担当：堀井

電話 0748-31-1214 (直)

FAX 0748-33-4877